

主張整理表

2024/04/25 被告加筆

項目	発言の内容	摘示事実		社会的評価の低下		真実性(仮に今後主張があればこちらに記載していただく予定の欄です)				
		原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張	被告の主張	証拠(被告)	原告の主張	証拠(原告)	
発言①	“後藤ケース”は、脱会説明に応じず、逆に“氏族メンア”として家族を説き伏せるためにマンションに雷まり、屈直った末に果てにネット化してただの“引きこもり”となった男性信者が、役柄を“転換”し“拉致監禁に耐えきった英雄”として統一教会内でスターダムにのし上がったというだけの話だ。実際のところ、後藤氏は引込みが付かなくなっているのではない。記憶の改変が起こる土壌は全て整っている。	1 原告が主張している拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)による人権侵害の被害は虚偽であり、原告は監禁ディプロミングの被害者ではなく、その実態は、自らの意思に基づいた引きこもりであること。 2 原告が主張している拉致監禁による被害にかかる記憶は、虚偽の記憶であり人為的に改変されたものであること。	発言①は、「後藤ケース」の第一審において平成25年3月11日に実施された原告の本人尋問期日の状況を説明、報道する目的で投稿された記事中のものである。同記事には日付の記載があり、一般の読者の通常の読み方からすれば、日付時点の内容を報じたものという印象しか与えない。 発言①は全体として、上記本人尋問期日までの裁判の審理経過と、同尋問期日における原告の供述内容をふまえて行われた論評にあたる(具体的事実を提示するものではない)。	原告が受けた12年5か月もの間続いた拉致監禁改宗(監禁ディプロミング)の被害が「ただの引きこもり」だということ、そして、原告が「拉致監禁に耐えきった英雄」という虚偽の役割を演じているということは、市民団体(全国拉致監禁・強制改宗被害者の会)のリーダーとして、多数の旧統一教会の信者たちの拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害を受けていることを広く世間に訴えてきた原告の社会的評価を著しく低下させるものである。	厚生労働省によれば「引きこもり」は「様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態を指す現象概念」と定義されている(令和5年厚生労働白書59頁参照)。「引きこもり」との表現は、上記の客観的状態を示す価値中立的表現であり、当該当事者の社会的評価を低下させるものではない。					
発言②	信者内では有名な後藤徹氏も本紙主張が声を掛けると手を挙げて応答。12年間に及ぶ引きこもり生活の末、裁判で2000万円をGETした後藤徹・拉致監禁強制改宗被害者の会会長 本紙主張の呼び掛けに快く応じる	3 原告は自らの意思で12年5か月間に及ぶ引きこもり生活を続けただけであり、拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害者だというのは偽りであり、原告は監禁ディプロミングの被害者ではないということ。 4 原告は市民団体(全国拉致監禁・強制改宗被害者の会)の会長として活動しているが、自らの被害なるものは虚偽であり、原告は監禁ディプロミングの被害者ではなく、原告の意思による引きこもり生活に過ぎなかったこと。	被告の呼びかけに対して原告が応答したとの事実、原告が「後藤ケース」訴訟において2000万円の賠償を命じる勝訴判決を得たと事実を提示するもの、「12年間に及ぶ引きこもり生活」との記述については、論評にあたる(具体的事実を提示するものではない)。	原告は、全国拉致監禁・強制改宗被害者の会という市民団体のリーダーを務め、日本には拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)に係る大量の被害者がいることを、広く市民社会にアピールしているが、原告が主張している自身の被害は虚偽であり、ただの「引きこもり」に過ぎないという事実は、原告の社会的評価を著しく低下させるものである。	・被告の呼びかけに対して原告が応答したとの事実、原告が「後藤ケース」訴訟において2000万円の賠償を命じる勝訴判決を得たと事実を提示する部分は、原告の社会的評価を低下させるものではない。 ・「12年間に及ぶ引きこもり生活」との記述は、客観的状態を示す価値中立的表現であり、原告の社会的評価を低下させるものではない。					
発言③	そうですね。裁判の過程でも、統一教会側が信者を大量動員して、もう傍聴席を埋め尽くしたということがありました。そういうなんか異様な熱気に裁判所が流されたって点もありまして、この原告自体も、もうほぼ引きこもり状態の中、いつでも出ていけるような状態、自分より体格の劣るような母親と2人きりの時であっても全く出ていかなかったこともあって、外形的にはほぼ引きこもり状態なのではないかと思われるんですが、そういう訳でちょっとまあ全体的になんか変な感じの流れの裁判だったなと思いますね。	5 原告が拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害を訴えて勝訴した一連の裁判(甲13、14)は、誤審だったということ。 6 原告が主張している拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害は虚偽であり、原告は監禁ディプロミングの被害者ではなく、その実態は、自らの意思に基づき引きこもりであったこと。 7 原告は体格の劣る母親と2人切りの時も監禁場所から出ていこうとはしなかったという事実があること。	な「原告自体も、もうほぼ引きこもり状態の中、いつでも出ていけるような状態、自分より体格の劣るような母親と2人きりの時であっても全く出ていかなかったこともあって、外形的にはほぼ引きこもり状態なのではないかと思われる」との発言部分については、仮に原告に関するものとしても論評にあたる(具体的事実を提示するものではない)。その余の部分は、「全体的に何か変な感じの流れの裁判と書いてあるため、一般の読者の通常の読み方によれば、本発言は原告ではなく、全体として裁判所の判断を論評したものという印象を与えるから原告について何かを述べた、ましてや事実の提示をしたものではない。	原告が主張してきた拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害が虚偽であったという事実の提示(被害の実在の根拠として用いてきた判決が誤審だという事実は、日本において頻発していた大量の拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)による人権侵害を訴えてきた原告の社会的信用と評価を著しく低下させるものである。	「原告自体も、もうほぼ引きこもり状態の中、いつでも出ていけるような状態、自分より体格の劣るような母親と2人きりの時であっても全く出ていかなかったこともあって、外形的にはほぼ引きこもり状態なのではないかと思われる」との発言部分については、客観的状態を示す価値中立的表現であり、原告の社会的評価を低下させるものではない。					
発言④	どうでもいいです。ご自由に受け取ってください。はい、以上です。	8 原告が受けたという拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害を「ただの引きこもり」とした被告の過去の発言は事実であり、訂正ないし撤回する必要はないということ。 9 拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害者だと主張している原告の被害は虚偽であり、原告は被害者ではないのに、被害者を装っているだけであること。	発言④は、シンポジウムに取材のため参加していた被告に対して、登壇者からなされた「後藤徹さんもこちらに今来ていただいで、あの後藤さんは12年5ヶ月監禁されました。それについて鈴木エイトさんは引きこもりと言った。これはどうなんですか。」との質問に対し、被告が回答した際の発言である。当該シンポジウムは「国民7割が願う解散請求」においてとの表題で、基調講演①として弁護士による「解散請求について」、基調講演②として国際歴史論戦研究所会長による「立法・司法の問題について」が行われるなど旧統一教会に対する宗教法人法上の解散請求を批判する内容だったものであり、原告及び「後藤ケース」については一切話題になっていない。一般読者の通常の読み方によれば、発言④は、上記登壇者による質問が当該シンポジウムの内容と関係のない別の話題について唐突になされたものであって、被告として回答の必要を認めないとの意見を述べたものに過ぎない。(原告に関する発言ではない)	原告が受けた拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害が「ただの引きこもり」であり、原告が被害者という虚偽の役割を演じているという事実は、原告の社会的評価を著しく低下させるものである。	原告について言及したのではなく、同定可能性がない。仮に同定可能性があったとしても、原告の社会的評価を低下させるものではない。					
発言⑤	“統一教会は、組織的な正体隠し勧誘から伝道目的を隠したまま一般市民を偽装教化施設に通わせ、思考の枠組みを変容させ信者を“生産”してきた。そんな反社会的団体からの脱会を望む家族と当該信者の話し合いを教団側が「拉致監禁！強制棄教だ！」と被害者面をアピールしているだけ。 そんな反社会的団体による「被害者アピール」は取り上げる価値もなく「どうでもいいこと、一般市民の信教の自由(信仰しない自由)を侵害してきた教団が家族からの取り組みを「強制棄教」と非難すること自体がおかしなこと。	10 原告は、「拉致監禁だ！強制棄教だ！」と自らも被害者としてアピールすることを旧統一教会によって強いられ、あるいは、操られていること。 11 原告が主張している拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害は虚偽であり、原告は被害者ではないのに、被害者を装っていること。	一般読者の通常の読み方によれば、発言⑤の対象は旧統一教会であって、原告について述べたものではない。(同定可能性がない)	原告が広く世間に対してアピールしてきた拉致監禁強制改宗(監禁ディプロミング)の被害が、虚偽のものであり、旧統一教会に強いられ、あるいは、操られているだけだということは、原告の社会的評価を著しく低下させるものである。	原告について言及したのではなく、同定可能性がない。仮に同定可能性があったとしても、原告の社会的評価を低下させるものではない。					